

社会福祉法人正覚会 病児保育室あおぞら 利用規約(兼)同意書

第 1 条 (名称及び所在地)

名称を病児保育室あおぞら (以下、本保育室) とし、本保育室を高崎市下小鳥町 1234-2 に置く。

第 2 条 (設置及び運営)

病児保育事業実施要項に基づき、実施主体である高崎市より委託を受け、社会福祉法人正覚会(以下、正覚会)が本保育室を設置し、運営を行う。

第 3 条 (目的)

病時期または病気回復期であり、集団保育の困難なお子さんを一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の子育て支援を目的とする。

第 4 条 (病児・病後児保育の対象)

1. 利用対象は、生後 1 歳からおおむね小学 6 年生までの児童で、病気または病気の回復期であることから、保育園等での集団生活が困難、かつその保護者が就労等(保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など)のやむを得ない事由で、家庭で育児が困難な場合とする。
2. 感染力、重症度等の観点、医師の判断および施設の都合により受け入れを制限する場合がある。

第 5 条 (利用方法)

1. 利用時間は次のとおりとする。
月曜日～金曜日: 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (延長保育なし。時間厳守)
(休室日:土・日曜日、祝祭日、年末年始、施設長の指定する日)
2. 利用登録は初回のみ行う。事前または利用当日に、本保育室へ「利用登録申込書」「利用規約(兼)同意書」を提出する。
3. 予約は次のとおりとする。
 - (1)原則として利用日前日までにかかりつけ医を受診し、診療情報提供書を入手したうえで電話またはインターネットから予約する。
 - (2)利用日当日の予約は、受け入れに余裕がある場合に限り受け付ける。
4. 予約のキャンセルは次のとおりとする。
予約のキャンセルは、確定した段階で必ず連絡をする。利用日当日の 7 時 30 分を過ぎてからのキャンセルはキャンセル料 2000 円が発生する。
5. 利用時提出書類は次のとおりとする。
「家庭との連絡票」は保護者が記入し、「診療情報提供書」は医師に記入してもらい、利用日当日に本保育室へ提出する。
6. 病状が変化した時の対応については次のとおりとする。
本保育室が、診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けた後すみやかに対応すること。ただし、病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応を行う場合がある。
7. インフルエンザが疑われる場合など、部屋決めや感染対策として、必要に応じ園長(医師)の判断で迅速診断検査を行うことがある。

第 6 条 (利用料金等)

1. 基本料金は、1 日 当たり 2,000 円とする。
2. オムツなどの必要な身の周りの物は各自で用意すること。また、用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を徴収する。
3. 食事やおやつについては病状やアレルギー等に応じて持参することが好ましいが、一般的な飲食が可能な場合で希望があれば提供し、別途費用を徴収する。

第 7 条 (料金支払方法)

利用料金 (別途生じた費用含む) は退室時に精算する。

第 8 条 (補償制度)

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。ただし、病状悪化等、本保育室の責に帰すことができない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第 9 条 (利用制限)

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- (1) 児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
- (2) 新型インフルエンザ等感染症の流行により、感染の危険性が高いとき。
- (3) 気象警報、地震注意情報等が発令されたとき。
- (4) 本保育室の保育方法に同意しないとき。
- (5) 本利用規約に従わないとき。
- (6) その他、施設長が利用の制限が必要と判断した場合。

第 10 条 (保護者の義務)

1. 児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。
2. 児童の保護者は、本保育室を利用する間、「利用申込書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第 11 条 (規約の変更)

本規約の変更は正覚会が定め、その効力はすべての利用申込者に帰属する。

第 12 条 (利用の拒否)

申請内容に虚偽があった場合、次回以降の利用をお断りする場合がある。

2020 年 6 月 12 日改定